

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成23年3月3日 報 告

守谷市長 会 田 真 一

報 告	頁 数
2号	1

専決処分書

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年2月17日

守谷市長 会 田 真 一



1 損害賠償の額

163,425円

2 損害賠償の相手方

所在地 東京都千代田区霞が関三丁目7番3号
名称 日本興亜損害保険株式会社
代表者 代表取締役 兵頭 誠

3 損害賠償の概要

平成21年10月8日、台風18号の影響により午前2時から4時ころにかけて集中的に雨が降り、市道3621号線から流れた雨水が排水しきれず低地に流れ、守谷市百合ヶ丘三丁目2787番23地先駐車場が冠水し、同駐車場に駐車中の車両が水没して損傷した。

当該車両の使用者は同車両を修理し、これに係る費用は所有者が加入する自動車保険の保険者である日本興亜損害保険株式会社から保険給付として支払われた。これにより、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の商法第662条の規定に基づき同社が損害賠償請求権を代位取得したため、同社に対し、損害賠償の額を支払うものである。